

よくある質問と回答

番号	項目	質問内容	回答
1	システム	電子入札システムを利用できる時間教えてほしい。	<p>電子入札システムは、平日の9時から18時までご利用いただけます。なお、入札情報公開システムは24時間利用が可能です。(ただし、入札情報公開システムはシステムメンテナンスのため毎週土曜日0時から7時は停止しています。)</p> <p>また、緊急にシステムメンテナンスを必要とする場合は、日時を決めてシステムを停止します。その場合は、京都府電子調達ホームページ(電子入札システムサービス停止等のお知らせ)でお知らせします。</p> <p>(http://www.pref.kyoto.jp/ebid/index.html)</p>
2		入札情報公開システムを利用するためには、手続きや利用者登録が必要か。	入札情報公開システムについてはインターネットが接続しているパソコンがあれば、手続きや登録は不要でいつでも入札情報等閲覧することができます。
3	ICカード	電子入札システムで使用するICカードはどこから取得できるのか。	<p>京都府電子入札システムで使用できるICカードは、特定の認証局が発行しています。この特定の認証局は複数あり、価格や購入手続きは各認証局ごとに異なります。</p> <p>詳細は、京都府電子調達ホームページ(メニューにある「はじめて電子入札を利用する方へ」)を確認して下さい。</p> <p>(http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html)</p>
4		電子入札システムで使用するICカードは複数の認証局から取得できるが、選択する基準はあるのか。	<p>京都府電子入札システムで使用するICカードを発行する特定の認証局であれば、選択基準などなく、問題なく使用できます。各認証局のサービス内容や価格等を比較検討のうえ選択して下さい。各認証局の連絡先窓口やホームページは、京都府電子調達ホームページ(対応認証局一覧)を確認して下さい。</p> <p>(http://www.pref.kyoto.jp/ebid/resources/1292830749223.pdf)</p>
5		電子入札システムで使用するICカードは何枚必要か。	<p>電子入札システムのICカードは、1枚でも使用できます。</p> <p>しかし、複数の入札案件で操作日時が重なった場合やICカードの破損など想定すると、1枚のICカードでは対応できなくなる場合が考えられます。このような点を考慮の上、利用状況に合わせて購入枚数を検討して下さい。</p>
6	利用者登録	電子入札システムの利用者登録はいつすればよいのか。案件が発生してからでもよいのか。	<p>一般競争入札(条件付き含む)の場合は、競争入札参加資格確認申請を行う前までに、利用者登録を行えば、電子入札に参加できることになります。</p> <p>指名競争入札の場合は、発注者が指名選考の時に利用者登録をしている者かどうか確認しますので、これに対応できるよう事前に利用者登録をしておいて下さい。</p>
7		ICカードを取得したので、利用者登録のため、資格審査情報検索画面で「許可番号」及び「商号」を入力したが、「資格審査情報に登録されている商号又は名称を入力して下さい。」というエラーメッセージが表示される。	<p>以下の理由が考えられますので確認して下さい。</p> <p>(1)当該年度の市の入札参加資格がない</p> <p>(2)許可番号の入力誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計8けたの半角数字であること ・建設工事の場合「建設業許可の大臣又は知事コード+許可番号」となっていること ・コンサル業務委託の場合、60で始まる8桁のコンサル業者番号(市ホームページ内、入札契約情報>入札参加資格のページに掲載)を入力していること <p>(3)商号又は名称(すべて全角文字)の入力誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の表示は(株)、有限会社の表示は(有)での入力となっていること ・かっこもすべて全角での入力となっていること <p>エラーメッセージが消えない場合は、ヘルプデスクにご相談いただくか発注者までご連絡下さい。</p>
8		企業の商号、所在地、代表者、受任者が変更になった場合、電子入札システムの利用者登録作業については、どのようにしたらよいのか。	<p>ご利用中の認証局に問い合わせの上、ICカードを再取得して下さい。</p> <p>再取得したICカードが届いた後、電子入札システムの利用者登録で「登録」又は旧ICカードが失効していなければ「ICカード更新」を行って下さい。</p> <p>また、電子入札システムの利用者登録で「変更」で「ICカード利用部署情報」の情報等を適宜変更して下さい。</p> <p>「企業情報」や「代表窓口情報」の商号、所在地及び代表者等は発注者で変更します。なお、内容の変更には数日間かかりますので、入札参加又は入</p>

			札書提出など変更情報の反映を急ぐ場合は届出後、発注者まで連絡して下さい。
9		登録するメールアドレスに制限はあるのか。	特に制限はありませんが登録できるメールアドレスは1つです。 登録されたアドレスあてに申請や入札書の受付確認等が送信されますので、複数のアドレスをお持ちの場合等は、より確認の行いやすいアドレスを登録されるようお勧めします。
10		利用者登録が完了したかどうか分らない。登録の完了は何で確認ができるのか。	利用者登録の処理が完了すると、登録したメールアドレスに登録完了のお知らせメールが送付されます。 なお、メールが届かない場合は、利用者登録のメールアドレスの入力誤り又はメールソフトの設定等により到達しないことが考えられますので確認をして下さい。 利用者登録で入力した情報を変更する場合は、電子入札システムの利用者登録、変更から修正して下さい。
11		企業の商号、所在地、代表者、受任者が変更になった場合、電子入札システムの利用者登録作業については、どのようにしたらよいのか。	ご利用中の認証局に問い合わせの上、ICカードを再取得して下さい。 再取得したICカードが届いた後、電子入札システムの利用者登録で「登録」又は旧ICカードが失効していなければ「ICカード更新」を行って下さい。 また、電子入札システムの利用者登録で「変更」で「ICカード利用部署情報」の情報等を適宜変更して下さい。
12		「建設工事指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」(又は「測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」)を提出したが、電子入札システムに反映されていない。	電子入札システムにある入札参加資格者の情報は、電話番号やメールアドレス等一部情報を除き、発注者側で変更します。なお、内容の変更には時間を要する場合もありますので、入札参加又は入札書提出など変更情報の反映を急ぐ場合は届出後、発注者まで連絡して下さい。 なお、「電話番号」、「FAX番号」、「部署名」、「メールアドレス」等その他の情報は、隨時変更が可能です。 ただし、メールアドレスは、変更時点において、すでに電子入札に登録された入札案件であれば、変更前のメールアドレスが反映しますので御注意願います。
13		PIN番号を入力し、OKボタンをクリックすると、エラーが表示される。	メッセージの内容により原因、対処の方法が異なります。エラーメッセージを確認し、電子入札ヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。 主な原因としては、以下が考えられます。 <ul style="list-style-type: none">・ICカードリーダがパソコンに正しく接続されていない。 → ICカードが挿入された、ICカードリーダをパソコンに接続して下さい。・ICカードのドライバ(関連するソフト)がインストールされていないか、インストール済であっても正常に動作していない、ICカードが失効・閉塞している場合等 → ICカードを購入された認証局にお問い合わせ下さい。・利用者登録が完了していない。 → 利用者登録を行って下さい。
14	提出書類	提出書類(添付資料)として提出するためのファイルは、どのようなソフトで作成したものならよいのか	具体的には、案件ごとに入札説明書で指定しますが、電子入札運用基準においては、ファイルによる提出の場合、Excel形式、Word形式、PDF形式等を定めています。 なお、必ずウィルスに感染していないことを確認した後に、ファイルを添付して下さい。
15		提出書類(添付資料)のデータに制限はあるのか。	添付ファイルの名前(文字数)は 70 文字以内とし、一度に添付できるデータの容量は2MB が限度となっています。 また、入札書に添付する内訳書は1ファイルのみ添付することができます。
16		提出書類(添付資料)が2MBを超える場合は、どのように提出すればよいのか。	添付ファイルが2MB を越える場合は、LZH、ZIP 形式でファイルを圧縮して自己解凍方式(EXE 形式)は使用しないでください。 また、データを圧縮形式にしても2MB を超えるようであれば、事前に発注者に連絡の上入札説明書に記載された方式(持参)により、必ず指定の時間までに到着するように提出してください。
17	内訳書	提出する内訳書の記載内容、作成範囲はどこまでか。	工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。 作成範囲は閲覧設計図書の工事費内訳表を基本とします。 内訳書の提出にあたっては、内容やファイル名を充分ご確認のうえご提出下さい。

18		提出した内訳書に誤りがあることが判明した場合、再提出等はどうするのか。	内訳書は、提出後も入札書と異なり、発注者へ再度提出することができます。再提出は、事前に発注者へ申出を行い、発注者が指示する日時までに紙による持参又はFAX送信により提出して下さい。 落札決定までは、提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに一切お答えできません。発注者から、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行いません。
19	入札関連	電子入札システムの入札書を入力するときに、表示されている「くじ入力番号」にはなにを入力するのか。	電子入札システムでは、落札候補者が複数あった場合、電子くじという機能で落札決定を行います。 この電子くじは、入札参加者が入札書提出の際に任意で入力した3桁の数値をもとに行われます。 電子くじのしくみについては、京都府電子調達ホームページ(電子くじについて)を参考にして下さい。 (http://www.pref.kyoto.jp/ebid/resources/1295491366316.pdf)
20		紙の入札書を提出した場合、電子くじはどのようにして行われるのか。	所定の紙入札書様式では、くじ番号(数字3桁)を記載する様式になっています。発注機関へ紙入札書を提出した後、開札日に発注機関担当者が、紙入札書に記載されたくじ番号を電子入札システムへ登録することで、電子くじを実施します。 万一、紙の入札書にくじ番号を記載しなかった場合でも、入札書は有効となります、くじ番号は「001」で電子入札システムに登録します。
21		電子入札システムで入札書を提出する場合、内訳書のファイル添付欄があるが、ファイル形式や様式など定められているのか。また、添付せずに入札書を提出した場合は?	入札時に内訳書を必要とするため、電子入札システムにおいても、内訳書を添付せずに入札書を提出することはできないしくみになっています。 内訳書のファイルは、電子入札運用基準で定められたファイル形式で2MB以内、1ファイルのみ添付することができます。
22		入札締切日時の直前にパソコントラブルが起きるなど、受注者側の環境不備により電子での入札が継続できない場合の対応はどうしたらよいのか。	速やかに発注者へ連絡の上指示を受けて下さい。 入札書の提出については、発注者が認めた場合に限り、紙入札に移行することができます。 なお、トラブル発生時期が入札提出締切直前の場合には、各種手続き及び入札書の提出時間が確保できず、入札に参加できない場合も想定されますので、入札書の提出はできるだけ余裕を持って行って下さい。
23		電子入札システムで入札書提出後に、誤りに気づいた場合どうすればよいか。	一度入札書を提出すると、誤り等があった場合でも訂正や再提出、入札書の取下げはできません。ただし、開札時間までに発注者へ誤りがあった旨申出を行い、錯誤が認められた場合に限り、提出した入札書を無効として取扱うこととします。発注者へ申出する場合、誤った内容や理由など十分な説明がなければ錯誤として認められません。 電子入札システムで入札書を入力する場合は、入力した金額が漢数字で表示されますので、桁間違いなどないか必ず確認するようにして下さい。また、複数の入札案件でまとめて1度に入札書を提出する場合等は、違う案件の入札金額など入力していないか必ず確認し提出するようにして下さい。
24		電子入札に紙の入札書で提出した場合、落札結果はどのようにして確認できるのか。(入札結果で各入札参加者の入札金額を確認したい。)	入札結果は、落札決定日の翌開庁日午前9時から公開されますので、入札情報公開システムから確認して下さい。 なお、紙の入札書を提出した者が、落札した場合は紙の落札決定通知書を発注者から手渡します。
25		入札を辞退したいが手続きはどうすればよいのか。	電子入札では、電子入札システムで辞退届を提出します。入札案件一覧にある辞退届の下の「提出」ボタンをクリックすることで入札辞退届を作成する画面に移行し、作成後電子入札システムで提出します。 また、入札書提出後、入札執行前までに入札辞退届を提出する場合は書面により発注者へ持参又して下さい。
26		落札結果はメールで確認できるのか。	落札結果は、電子入札システムから発行される「落札決定通知書」から確認して下さい。「落札決定通知書」が発行されると同時に、「落札決定通知書到着のお知らせ」メールが、登録されているメールアドレスに送付されます。このメール自体には、落札結果は記載されておりません。 また、お知らせメールが届かない場合は、利用者登録にあるメールアドレスの入力誤り又はメールソフトの設定等が原因と考えられますので確認して下さい。
27	その他	無線 LAN 等のネットワーク環境で電子入札を利用したいが問題はあるか。	無線 LAN 等の環境では電波状況によりシステム操作が充分に確保できない場合がありますので、京都府電子入札システムをご利用いただく場合は有線環境でご使用下さい。